

## 参考資料

- 1 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（概要版）
- 2 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例
- 3 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則
- 4 鹿児島県環境審議会運営規程



# 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る 被害の防止に関する条例の概要

## 第1 総 則

### 1 目 的

指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 2 県の責務

県は、外来動植物による生態系への影響の把握や指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施する。

### 3 県民等の責務

県民等は、県の施策へ協力するよう努めなければならない。

### 4 市町村への要請及び支援

県は、市町村へ県の施策へ協力することを求める。また、市町村が実施する指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策への支援に努める。

### 5 指定外来動植物被害防止基本方針

知事は、指定外来動植物による生態系に係る被害を防止するため、指定外来動植物の選定や防除などの外来種対策に関する基本的な事項を、基本方針として定める。

### 6 指定外来動植物の指定

知事は、県内に分布している在来生物を捕食したり、競合、駆逐するなど、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来動植物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき国が指定する「特定外来生物」は除く。）を基本方針に基づき地域を定めて指定する。

## 第2 指定外来動植物に関する規制

### 1 指定外来動植物の取扱い

指定外来動植物の飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をする者は、逸走・逸出しないように適切な施設に収容しなければならない。

### 2 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外で放出等（放出・植栽・は種）をしてはならない。

### 3 販売に当たっての説明

指定外来動植物の販売を業とする者は、購入しようとする者に対して、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければならない。

### 4 助言又は指導

知事は、指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適切に飼養等を行っていないと認められる者又は販売を業とする者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

### 5 勧告及び公表

知事は、指定外来動植物の取扱い、放出等の禁止、販売に当たっての説明の規定に違反した者に対して、行為の中止等、必要な措置を勧告することができる。

知事は、正当な理由なく勧告に従わない者がある場合、あらかじめ弁明の機会を与えた上で、その者の氏名等を公表することができる。

## 第3 指定外来動植物の防除等

### 1 指定外来動植物の防除等

県は、指定外来動植物により、生態系に係る著しい被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、国、市町村及び県民等と連携し、防除など必要な措置を講じる。

### 2 土地への立入り等

知事は、指定外来動植物の防除等のため、職員を他人の土地に立ち入らせ、指定外来動植物の捕獲、採取や、これらの支障となる立木竹を伐採させることができる。

### 3 損失の補償

県は、職員の土地への立入り等により損失を受けた者に対しては損失補償を行う。

## 第4 雑則

### 1 外来動植物対策推進員

知事は、必要な助言又は指導、啓発活動等を行わせるため、外来動植物対策推進員を置くことができる。

### 2 国及び他の地方公共団体との協力

県は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策を推進するため、国及び他の地方公共団体と協力するよう努める。

### 3 県民等の活動の促進

県は、県民等又は団体などが条例の趣旨に基づき指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する自発的に行う活動について、必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるよう努める。

## 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 指定外来動植物の取扱いに関する規制（第8条—第12条）

第3章 指定外来動植物の防除等（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条—第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外来動植物 その本来持つ移動能力を超えて、県内又は県内の特定の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物（その動植物が交雑することにより生じた動植物を含み、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）をいう。
- (2) 指定外来動植物 外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとして第7条の規定により知事が指定したものの個体（卵、種子、器官その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。）をいう。
- (3) 飼養等 飼養、栽培、保管又は運搬をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者、旅行者及び滞在者をいう。

##### （県の責務）

第3条 県は、外来動植物による生態系への影響を常に把握するとともに、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止の必要性について、県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （県民等の責務）

第4条 県民等は、前条第1項の県が実施する施策に協力する等指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に寄与するよう努めなければならない。

##### （市町村への要請及び支援）

第5条 県は、市町村に対し、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策を

策定し、及び実施すること並びに第3条第1項の県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(指定外来動植物被害防止基本方針)

第6条 知事は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止のための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方

(2) 指定外来動植物の選定に関する基本的な事項

(3) 指定外来動植物の防除に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、外来動植物による生態系に係る被害の防止に必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(指定外来動植物の指定)

第7条 知事は、外来動植物であつて、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを指定外来動植物として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる外来動植物の種類、次条及び第9条に基づきその取扱いを規制する地域（以下「規制地域」という。）その他の規則で定める事項を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2章 指定外来動植物の取扱いに関する規制

(指定外来動植物の取扱い)

第8条 規制地域内において指定外来動植物の飼養等をする者は、当該指定外来動植物に係る適合飼養等施設（指定外来動植物の性質に応じて知事が定める基準に適合する飼養等のための施設をいう。以下同じ。）に当該指定外来動植物を収容して逸走し、又は逸出しないようにしなければならない。ただし、次章の規定による防除に係る捕獲等その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 規制地域内において指定外来動植物の飼養等をする者は、飼養等に当たっては、指定外来動植物の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他知事が定める方法によらなければならない。

(放出等の禁止)

第9条 指定外来動植物は、規制地域内において、当該指定外来動植物に係る適合飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。

(販売に当たっての説明)

第10条 指定外来動植物の販売を業とする者は、指定外来動植物を購入しようとする者に対し、次に掲げる事項について説明をしなければならない。

- (1) 当該動植物が指定外来動植物であること。
- (2) 第8条に規定する指定外来動植物の取扱いに関すること。
- (3) 前条に規定する放出等の禁止に関すること。

(助言又は指導)

第11条 知事は、指定外来動植物の適切な飼養等のため必要があると認めるときは、指定外来動植物の飼養等をする者又は指定外来動植物の販売を業とする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条 知事は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、その行為を中止し、又は相当の期間を定めて、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して指定外来動植物を適合飼養等施設に収容していない者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して指定外来動植物を逸走又は逸出させた者
- (3) 第8条第2項の規定に違反して指定外来動植物の飼養等をしている者
- (4) 第9条の規定に違反して指定外来動植物の放出等をした者
- (5) 第10条の規定に違反して指定外来動植物の販売に当たっての説明を行わなかった者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 指定外来動植物の防除等

(指定外来動植物の防除等)

第13条 県は、指定外来動植物により生態系に係る著しい被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、国、市町村及び県民等と連携し、当該指定外来動植物の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

(土地への立入り等)

第14条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来動植物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来動植物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第15条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 第4章 雑則

(外来動植物対策推進員)

第16条 知事は、外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する必要な助言又は指導、啓発活動その他の活動を行わせるため、外来動植物対策推進員を置くことができる。

2 外来動植物対策推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 県は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するよう努めるものとする。

(県民等の活動の促進)

第18条 県は、県民等又はその組織する団体がこの条例の趣旨に基づき指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する自発的に行う活動について、必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



## 鹿児島県規則第25号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個体に含まれるもの)

第3条 条例第2条第2号の個体に含まれる規則で定めるものは、孢子とする。

(指定外来動植物の指定等)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の対象となる外来動植物の種類
- (2) 条例第8条及び条例第9条に基づきその取扱いを規制する地域
- (3) 指定外来動植物の適切な飼養等の方法
- (4) 指定外来動植物に係る適合飼養等施設

2 条例第7条第4項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

(公聴会)

第5条 知事は、条例第7条第6項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会を開催する日から起算して3週間前までに県の公報で行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(適合飼養等施設への収容の適用除外)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める適合飼養等施設への収容を要しないやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由（第2号から第7号までに掲げる事由にあつては、指定外来動植物の飼養等をする場合であつて、当該飼養等に係る指定外来動植物が逸走し、又は逸出しないように適切な措置を講ずる場合における当該事由に限る。）とする。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- (2) 国、県又は市町村の職員が、法令の規定により実施する職務に伴って一時的に飼養等をするものであること。
- (3) 国、県又は市町村が所有若しくは占有する土地若しくは水面、又はその所有する立木竹の維持管理を行うために必要な範囲内で行う業務の遂行に伴って一時的に飼養等をするものであること。
- (4) 県が条例第13条の規定により防除その他必要な措置（以下「防除等」という。）を講ずる際及び県の職員が条例第14条の規定により防除等に係る捕獲等をする際に一時的に飼養等をするものであること。
- (5) 国又は市町村が、条例の趣旨に沿って防除等を行う際に一時的に飼養等をするものであること。
- (6) 県又は市町村の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- (7) 県民等又はその組織する団体が条例の趣旨に沿って自発的に防除等を行う際に、県の職員、条例第16条第1項の外来動植物対策推進員（以下「推進員」という。）その他の当該指定外来動植物に関する専門的知識を有する者の助言又は指導に基づき一時的に保管又は運搬をするものであること。

(土地への立入り等をする職員の証明書の様式)

第7条 条例第14条第3項の証明書は、身分証明書（別記第1号様式）とする。

(外来動植物対策推進員)

第8条 条例第16条第1項の推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について啓発をすること。
- (2) 外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 外来動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ外来動植物の防除のため必要な助言、指導をすること。
- (4) 外来動植物の防除のために県が行う施策に必要な協力をすること。

2 推進員の任期は、2年とする。

- 3 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することがある。
- 4 推進員は、身分証明書（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

（表）

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職氏名			
上記の者は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例第14条第1項の規定による土地への立入り等を行う者であることを証明する。			
年	月	日	
鹿児島県知事			印

---

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

(裏)

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（抄）

（土地への立入り等）

第14条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来動植物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来動植物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第2号様式（第8条関係）

（表）

			第	号	
身 分 証 明 書					
住 所					
氏 名					
上記の者は、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例第16条第1項の外来動植物対策推進員であることを証明する。					
			年	月	日発行
使用期限			年	月	日まで
鹿児島県知事				印	
-----					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

(裏)

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（抄）

（外来動植物対策推進員）

第16条 知事は、外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する必要な助言又は指導、啓発活動その他の活動を行わせるため、外来動植物対策推進員を置くことができる。

2 外来動植物対策推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則  
（抄）

（外来動植物対策推進員）

第8条 条例第16条第1項の推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 外来動植物が置かれている状況及びその防除の重要性について啓発をすること。
- (2) 外来動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 外来動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ外来動植物の防除のため必要な助言、指導をすること。
- (4) 外来動植物の防除のために県が行う施策に必要な協力をすること。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することがある。

4 推進員は、身分証明書（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。





# 鹿児島県環境審議会運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県環境審議会条例（平成6年鹿児島県条例第22号）第9条の規定に基づき、鹿児島県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、開催日時、開催場所及び審議事項等を委員に通知するものとする。

## (専門委員)

第3条 専門委員は、会長の承認を得て、会議に出席し、意見を述べることができる。

## (委員及び専門委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは、委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、説明させることができる。

## (部 会)

第5条 審議会に、大気環境部会、水環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

2 会長は、必要と認めるときは、特別の事項を審議するため、前項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

3 前項の規定に基づき設置される部会のうち、基本的又は総合的な重要案件について審議する臨時的部会は、総合政策部会とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、部会の会議を招集し、議長となり、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会の会議は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 専門委員は、会長が指定した適当な部会に所属するものとする。

## (部会の所掌事務)

第6条 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

## (諮問の付議)

第7条 会長は、知事から諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

## (部会の決議)

第8条 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

## (小委員会の設置)

第9条 部会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

## (準 用)

第10条 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (会議録)

第11条 審議会及び部会の議事については、会議録を作成する。

## (雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、当該部会が定めるものとする。

(別表)

部会名	所掌事務
大気環境部会	(1) 大気環境の保全に関する事 (2) 騒音規制に関する事 (3) 振動規制に関する事 (4) 悪臭防止に関する事
水環境部会	(1) 公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成に関する事 (2) 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事 (3) 上乗せ排水基準の設定に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、水質の汚濁の防止に関する事
自然環境部会	(1) 自然環境保全基本方針の策定に関する事 (2) 県自然環境保全地域の指定に関する事 (3) 県自然環境保全地域の保全計画の決定に関する事 (4) 県立自然公園の指定に関する事 (5) 県立自然公園の公園計画の決定に関する事 (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する事
鳥獣部会	(1) 鳥獣保護事業計画の樹立に関する事 (2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事 (3) 鳥獣保護区の設定及び特別保護区の設定に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟に関する事
温泉部会	(1) 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可に関する事 (2) 温泉の採取制限に関する事 (3) 前2号に掲げるもののほか、温泉の保護及び利用の適正化に関する事